

新発田市監査委員公表第3号

定期監査結果の公表について

令和6年度本田財産区及び大字本田の定期監査の結果を地方自治法第199条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年3月13日

新発田市監査委員 坂 上 徳 行

新発田市監査委員 板 垣 功

令和 6 年度 定期 監 査 結 果

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定による定期監査を、新発田市監査基準に準拠して実施した。

1 監査の概要

(1) 監査を実施した者

監査委員	坂 上 徳 行
監査委員	板 垣 功

(2) 監査の種類

定期監査

(3) 監査の対象

ア 監査の対象団体

- ① 本田財産区
- ② 大字本田

イ 監査の対象範囲

令和 6 年度の監査実施日前までの財務及び事業管理に関する事務と令和 5 年度及び 6 年度の補助金と契約に関する事務

(4) 監査の着眼点及び主な実施内容

以下の着眼点により監査を実施した。

- ① 工事請負契約、業務委託契約及び賃貸借契約について、一連の事務手続が市契約規則等に基づき適正に行われているか。特に、随意契約で行われているものについては、随意契約の理由等が合理的なものであるか。
- ② 物品購入に際し、市契約規則等で定められた手続を遵守しているか。
- ③ 補助金について、交付申請及び実績報告などの手続が市補助金等交付規則等に基づき適正に行われ、かつ、交付決定の際に付した条件が遵守されているか。また、補助目的、補助金の額の算定及び交付時期は妥当であるか。
- ④ 公租公課、手数料、使用料等の歳入に係る算定、減免について、手続が条例等に基づき適正に行われているか。また、減免の理由は妥当であるか。
- ⑤ 現金（釣銭を含む。）の管理、保管は、適正に行われているか。また、収入金の指定金融機関等への振込み及び調定簿の消込みは、遅滞なく適正に行われているか。
- ⑥ 収入未済額の整理、不納欠損処分は、適正に行われているか。
- ⑦ 前回監査時における指摘事項について、是正又は改善されているか。

(5) 監査の実施場所

監査委員事務局

(6) 監査の実施期日

令和6年5月20日

(7) 監査の方法

監査開始前に豊浦支所長から業務概要の説明を聴取し、あらかじめ提出された監査調書及び関係諸帳票類に基づき監査を行うとともに、必要に応じて関係職員からも説明を求めて実施した。

2 監査の結果

(1) 本田財産区

補助金交付事務で、新発田市補助金等交付規則に基づいた事務手続が適正に行われていなかった。

新発田市補助金等交付規則に基づき適正な事務手続を徹底するよう要望する。

(2) 大字本田

補助金交付事務で、新発田市補助金等交付規則に基づいた事務手続が適正に行われていなかった。

新発田市補助金等交付規則に基づき適正な事務手続を徹底するよう要望する。